

1 野球場使用料

(1) 施設使用料について（1時間につき）

種 別	使 用 料			
	倉敷運動公園	水島緑地福田公園	中山公園	玉島の森
一般・大学生	1,650	820	820	820
高校生以下	820	490	490	490

備考 ① 1時間に満たない時間は、1時間とする。

② 使用時間は、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

③ 入場料を徴収する場合は、1日につき入場料総額の1割を加算する。

④ 照明施設及び冷暖房の使用については、規則で定める額とする。

(2) 器具の使用料について（1日につき）

種 別	使 用 料			
	倉敷運動公園	水島緑地福田公園	中山公園	玉島の森
放送器具	1,100	1,100	1,100	1,100
スコアボード	3,300	1,650	1,650	1,650

(3) 照明施設の使用料について（1時間につき）

施設名	区 分	使 用 料
倉敷運動公園	全 灯	19,800
	半 灯	9,900
水島緑地福田公園	全 灯	3,300
中山公園	全 灯	3,300

(4) 付属施設の使用料について () は条例の値段

施設名	種 別	単 位	使 用 料
倉敷運動公園	会 議 室	1時間につき	160
	研 修 室	1時間につき	160
	トレーニング室	1人1回につき	330
		1時間につき	(160)
	温水シャワー室	1チーム1回につき	無 料 (330)
		1人1回につき	無 料 (33)

※チケット制（専用不可）

備考 ① 1時間に満たない時間は、1時間とする。

② 使用時間は、使用後の整理及び現状回復に要する時間を含む。

(5) 付属施設の冷暖房の使用料について

施設名	種 別	区 分	単 位	使 用 料
倉敷運動公園	会 議 室	冷暖房	1時間につき	110
	研 修 室	冷暖房	1時間につき	330
	放送・記録室	冷暖房	1時間につき	110
	本部室	冷 房	1時間につき	165
	その他の部屋	冷 房	1台1時間につき	55
水島緑地福田公園	本 部 棟	冷暖房	1時間につき	110
中山公園	本部役員室	冷暖房	1時間につき	110
玉島の森	本 部 席	冷暖房	1時間につき	110

2 軟式野球場使用料

(1) 施設使用料について（1時間につき）

施設名	使用料
倉敷運動公園	330
水島中央公園	330
中山公園	330
真備総合公園	490
酒津公園	240

備考 ① 1時間に満たない時間は、1時間とする。

② 使用時間は、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

(2) 器具の使用料について（1日につき）

施設名	使用料	
	放送器具	スコアボード
真備総合公園	1,100	660

(3) 照明施設の使用料について（1時間につき）

施設名	使用料
倉敷運動公園	3,300
水島中央公園	3,300
中山公園	3,300
真備総合公園	3,300

(4) 付属施設の冷暖房の使用料について

施設名	種別	区分	単位	使用料
真備総合公園	本部席	冷暖房	1時間につき	110
水島中央公園	本部席	冷暖房	1時間につき	110

3 テニスコート使用料

(1) 施設使用料について（1コート1時間につき）

施設名	種別	使用料	
		一般・大学生	高校生以下
水島緑地福田公園	全天候型 (砂入人工芝)	430	240
倉敷運動公園	全天候型 (砂入人工芝)	430	240
水島中央公園	全天候型 (砂入人工芝)	430	240
中山公園	全天候型 (砂入人工芝)	430	240
玉島の森	全天候型 (砂入人工芝)	430	240
真備総合公園	全天候型 (砂入人工芝)	430	240
粒江球技場	クレー	210	100
粒浦球技場	クレー	210	100

備考 ① 1時間に満たない時間は、1時間とする。

② 使用時間は、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

③ 入場料を徴収する場合は、1日につき入場料総額の1割を使用料に加算する。

(2) 器具の使用料について(1日1回につき)

施設名	種別	使用料
水島緑地福田公園・倉敷運動公園 ・中山公園・玉島の森	放送器具	550

(3) 照明施設の使用料について(1コート1時間につき)

施設名	使用料
水島緑地福田公園・倉敷運動公園・水島中央公園 ・中山公園・真備総合公園・玉島の森	440

(4) 付属施設の使用料及び冷暖房料について(1時間につき)

種別	福田公園	中山公園	玉島の森	倉敷運動公園	
	冷暖房料	冷暖房料	冷暖房料	施設料	冷暖房料
会議室				160	110
本部役員室	220	110	110		110

備考 ① 1時間に満たない時間は、1時間とする。

② 使用時間は、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

4 陸上競技場使用料(多目的広場を含む)

(1) 施設使用料について

施設名	種別	単位	使用料
倉敷運動公園陸上競技場	個人使用	一般・大学生	1回あたり 160
		高校生以下	1回あたり 100
	専用使用	1時間につき	1,650
中山公園陸上競技場	個人使用(一般・大学生・高校生以下同額)		1回あたり 100
	専用使用	1時間につき	490
	部分使用(1/2まで)	1時間につき	240
玉島の森多目的広場	専用使用	1時間につき	490
	部分使用(1/2まで)	1時間につき	240
真備総合公園多目的広場	専用使用	1時間につき	240

備考 ① 使用時間が単位未満であるとき、又は、使用時間に単位未満の端数があるときは、当該単位未満の時間を1単位として計算する。

② 使用時間は、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

③ 入場料を徴収する場合は、1日につき入場料総額の1割を加算する。

(2)-1 照明施設の使用料について

施設名	区分	単位	使用料
倉敷運動公園陸上競技場	専用使用	1時間につき	330

(2)-2 照明施設の使用料について

施設名	区分	単位	使用料
玉島の森 多目的広場	1基(全点灯)使用の場合	1時間につき	550
	4基(1/2点灯)使用の場合	1時間につき	1,100
	4基(1/10点灯)使用の場合	1時間につき	440
	5基(1/2点灯)使用の場合	1時間につき	1,320
	8基(1/2点灯)使用の場合	1時間につき	2,200

備考 ① 軟式野球場として使用する場合は、1面につき1時間までごとに2,750円とする。

② 全点灯の照明施設基数の追加の場合は、1基につき1時間までごとに550円を加算する。

(3) 器具・用具の使用料について

区 分	種 別	単 位	使 用 料
トラック競技	ストップウォッチ	1個1日につき	33
	スターティングブロック	1個1日につき	33
	バトン	1本1日につき	11
	ハードル	1台1日につき	33
	周回表示器	1台1日につき	55
	ピストル	1丁1日につき	33
	マラソン用親時計	1個1日につき	550
	スターター用拡声装置	1式1日につき	1,100
	3,000mSC移動障害物	1式1日につき	220
トラック・フィールド競技	風向風速計	1式1日につき	110
フィールド競技	砲丸	1個1日につき	33
	槍	1本1日につき	33
	ハンマー	1個1日につき	33
	円盤	1個1日につき	33
	バー（高跳び・棒高跳び）	1本1日につき	33
	マット（高跳び・棒高跳び）	1式1日につき	220
	走り高跳び用支柱及びバー止	1対1日につき	55
	棒高跳び用支柱及びバー止	1対1日につき	55
	走り高跳び高度計	1本1日につき	110
	棒高跳び高度計	1本1日につき	110
	鋼鉄製巻尺	1個1日につき	55
そ の 他	放送器具	1式1日につき	550
	テント	1張1日につき	220

備考 ① 器具及び用具は、倉庫渡しとする。

② 器具及び用具の使用料の総額が1日につき5,500円を超える場合は、5,500円とする。

③ チケット販売時は10円未満の端数は切り捨てとする。

(4) 付属施設の冷暖房の使用料について

施 設 名	種 別	区 分	単 位	使 用 料
倉敷運動公園	本部席	冷暖房	1時間につき	110
	番組編成室	冷暖房	1時間につき	110
	記録室	冷暖房	1時間につき	110
	放送室	冷暖房	1時間につき	110
	記者室	冷暖房	1時間につき	110

5 サッカー・ラグビー場使用料（水島緑地福田公園公園）

(1) 施設使用料について

種 別		単 位	使 用 料
人工芝	専用使用	1面	1時間につき 3,300
		2面（全面）	1時間につき 6,600
天然芝	専用使用	1面	1時間につき 5,500
		2面（全面）	1時間につき 11,000

備考 ① 1時間に満たない時間は、1時間とする。

② 使用時間は、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

③ 入場料を徴収する場合は、1日につき入場料総額の1割を加算する。

(2) 付属設備の使用料について

種 別	単 位	使 用 料	冷暖房
ウォーミングアップ場	1時間につき	1,100	-
会議室（大）	1時間につき	330	220
会議室（小）	1時間につき	160	110
更衣室A	1時間につき	330	110
更衣室B	1時間につき	330	110
多目的更衣室	1時間につき	160	110
医務室	1時間につき	160	110
放送室	1時間につき	160	110

備考 ① 1時間に満たない時間は、1時間とする。

② 使用時間は、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

③ 入場料を徴収する場合は、1日につき入場料総額の1割を加算する。

(2) 器具の使用料について

種 別	単 位	使 用 料
テント	1張1日につき	220
放送器具	一式1日につき	550

6 弓道場使用料（倉敷運動公園）

(1) 施設使用料について

使用区分	種 別	単 位	使 用 料
個人使用	一般・大学生	1回につき	320
	高校生以下	1回につき	240
専用使用		1時間につき	820

備考 ① 1時間に満たない時間は、1時間とする。

② 使用時間は、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

(2) 器具の使用料について

種 別	単 位	使 用 料
放送器具	一式1回につき	550

(3) 付属施設の冷暖房の使用料について

種 別	単 位	使 用 料
役員控室	1時間につき	110

7 体育館使用料

(1) 施設使用料について

使用区分			使用時間			昼 間	夜 間	全 日
						8：00～ 17：00 1時間につき	17：00～21： 00 1時間につき	8：00～ 21：00 8：00～ 22：00
専用使用の場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	福田	1,650	1,980	15,840 17,820			
		倉敷・水島 中山・玉島 真備	1,320	1,650	12,400 14,050			
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	営利を目的と しない催物	福田	9,900	12,370	93,060 105,430		
			倉敷・水島 中山・玉島 真備	7,420	9,400	70,090 79,490		
		その他の催物	福田	23,760	29,700	279,180 308,880		
			倉敷・水島 中山・玉島 真備	17,820	23,760	213,840 237,600		
部分使用の場合 1/2・1/3・1/4 に限り使用する場合			福田・倉敷 水島・中山 玉島・真備			専用使用の場合の各区分金額の 1/2・1/3・1/4の額		

※福田・中山・玉島・真備⇒8時～22時 倉敷・水島⇒8時～21時。

備考 ① 表中「福田」は水島緑地福田公園体育館、「倉敷」は倉敷市倉敷体育館、「水島」は倉敷市水島体育館、「中山」は中山公園体育館、「玉島」は玉島の森体育館、「真備」は真備総合公園体育館という。

- ② 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- ③ 使用時間は、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。
- ④ 表に掲げる時間帯以外の使用における使用料については、午前8時前は、昼間分の使用料、午後9時以後は、夜間分の使用料とする。
- ⑤ 土曜日・日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）の使用については、2割増しとする。
- ⑥ 入場料金等を徴収する場合は、最高入場料金等に100を乗じて得た額を加算する。
- ⑦ 特別の設備等に要する費用は、使用する者の負担とする。
- ⑧ 体育館内コート用ラインテープは、必ず体育館備付けのテープを使用すること。（無料）

(2) 器具使用料について（1回につき）

種 別	施 設 名	貸付器具	単 位	使 用 料
バスケットボール	福 田	移動式ゴール	一式1面につき	220
	倉敷・水島・中山・玉島・真備	折畳み式ゴール	一式1面につき	220
バレーボール	全 施 設	ポール・ネット	一式1面につき	440
ハンドボール	倉敷・福田・水島・中山	ゴール	一式1面につき	440
フットサル	真備（倉敷・中山はハンドゴール）	ゴール	一式1面につき	440
バドミントン	全 施 設	ポール・ネット	一式1面につき	110
テニス	倉敷・福田・水島・中山・玉島	ポール・ネット	一式1面につき	440
卓球	全 施 設	ネット・防球ネット	一式1面につき	110

体操	全 施 設	体操器具	1種目につき	220
レスリング	福 田	マット	1面	440
アーチェリー	中 山	的	一式	110
共通	福 田	電光掲示板	1組	550
	倉敷・中山	アウトドアタイマー 無料（但し電池は各団体持参）		
	全 施 設	放送器具	一式	550

備考 ① 表中「全施設」は水島緑地福田公園体育館・倉敷市倉敷体育館・倉敷市水島体育館・中山公園体育館・玉島の森体育館・真備総合公園体育館の全館、「福田」は水島緑地福田公園体育館、「倉敷」は倉敷市倉敷体育館、「水島」は倉敷市水島体育館、「中山」は中山公園体育館、「玉島」は玉島の森体育館、「真備」は真備総合公園体育館をいう。

(3) 照明施設使用料について（1時間につき）

施 設 名	アリーナ区分	照明区分	基数	使用料
水島緑地福田公園体育館	全面・2/3・1/3	全部使用 （9列＋観覧席1列）	60基	3,960
		2列使用	12基	880
		1列使用	6基	440
倉敷市倉敷体育館	全面・2/3・1/2	全部使用	18基	1,210
		中央部使用	9基	660
		2列使用	6基	440
		1列使用	3基	220
倉敷市水島体育館	全面・1/2・1/4	全部使用	16基	1,100
		2列使用	8基	550
		1列使用	4基	330
中山公園体育館	全面・2/3・1/2	全部使用	15基	990
		2列使用	6基	440
		1列使用	3基	220
玉島の森体育館	全面・1/2・1/4	全部使用	16基	1,320
		2列使用	8基	660
		1列使用	4基	330
真備総合公園体育館	全面・1/2・1/4	全部使用	24基	1,320
		2列使用	12基	660
		1列使用	6基	330

備考 ① 1時間に満たない時間は、1時間とする。

② 1基とは、700WLED3個分である。（福田）

③ 1基とは、700W球4個分である。（倉敷・水島・中山・玉島）

④ 1基とは、1000W球2個分である。（真備）

(4) 附属施設の使用料について

施設名	種 別	単 位	使 用 料	
体育館共通	会 議 室 (会議室・研修室 ※真備のみ)	1時間につき	160	
真備・中山	トレーニング施設	1回あたり	330	
倉 敷	多目的ホール	卓球に使用する場合	一般・大学生1人2時間につき	160
中 山			高校生以下1人2時間につき	100
玉 島		その他で使用する場合	1時間につき	240

備考 ① 表中「福田」は水島緑地福田公園体育館, 「倉敷」は倉敷市倉敷体育館, 「水島」は倉敷市水島体育館, 「中山」は中山公園体育館, 「玉島」は玉島の森体育館, 「真備」は真備総合公園体育館をいう。

② 単位時間に満たない時間は単位時間とする。

③ 使用時間は、準備・使用後の整理及び現状回復に要する時間を含む。

(5) 冷暖房使用料について(1時間につき)

施 設 名	種 別	区 分	使 用 料
水島緑地福田公園体育館	アリーナ	冷 房	13,200
		暖 房	11,000
	会 議 室	冷 暖 房	110
	本 部 席	冷 暖 房	110
	多目的室	冷 暖 房	110
	医 務 室	冷 暖 房	110
	男子更衣室	冷 暖 房	220
女子更衣室	冷 暖 房	220	
倉敷市倉敷体育館	会 議 室	冷 暖 房	110
倉敷市水島体育館	会 議 室	冷 暖 房	110
中山公園体育館	会 議 室	冷 暖 房	110
玉島の森体育館	会 議 室	冷 暖 房	110
真備総合公園体育館	会議室・研修室	冷 暖 房	110

8 ウェイトリフティング場使用料

(1) 施設使用料について

区 分	種 別	単 位	使 用 料
アマチュアスポーツに使用する場合	フロアー全面を使用する場合	1時間につき	330
	卓球 (ネット・防球ネット含む)	1台1時間につき	160
	バドミントン (ポール・ネット含む)	1面1時間につき	330
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	営利を目的としない催物	1時間につき	1,650
	その他の催物	1時間につき	4,950

備考 ① 使用時間が単位未満であるとき、又は使用時間に単位未満の端数があるときは、当該単位未満時間を1単位として計算する。

② 使用時間は、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

③ 土曜日・日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)は、2割増しとする。

(2) 器具・用具の使用料について

種 別	単 位	使 用 料
U型バーベル	1セット1日につき	55
U型バー	1本1日につき	33
U型ラバーディスク	1枚1日につき	33
記録用ディスク	1セット1日につき	33
記録掲示器	1台1日につき	55
試技順序器	1台1日につき	55
マグネシウム容器	1台1日につき	33
ディスクラック	1台1日につき	33
リフトラック	1台1日につき	33
スクワットラック	1台1日につき	55
バーベルラック	1台1日につき	55
松やに容器	1台1日につき	33
体重計	1台1日につき	55
ストップウォッチ	1個1日につき	33
演技台	1台1日につき	440
競技用プラットホーム	1台1日につき	110
電光表示器	1台1日につき	440
放送器具	一式1日につき	550

備考 ① 総額が1日につき5,500円を越える場合は,5,500円とする。

(3) 照明施設の使用料について(1時間につき)

照明使用区分	使 用 料
全部使用の場合	440
2列使用の場合	220
1列使用の場合	110

(4) 付属施設の使用料について

種 別	単 位	使 用 料
練 習 場	1時間につき	160

(5) 付属施設の冷暖房の使用料について

種 別	単 位	使 用 料
医 務 室	1時間につき	110

9 水泳場使用料

(1) 施設使用料について（水島中央公園・玉島の森）

種 別		単 位	使用料（プール）		
			50m	幼児・円形	
専 用 使 用	平 日	1時間につき	3,300	820	
	日曜日・休日	1時間につき	3,960	990	
一 般	個人使用	一般・大学生	1人1回につき	160	
		高校生以下	1人1回につき	100	
	団体使用	50人以上100人未満の団体	1人1回につき	所定の料金の1割引	
		100人以上300人未満の団体	1人1回につき	所定の料金の2割引	
		300人以上の団体	1人1回につき	所定の料金の3割引	

備考 ① 使用時間が単位未満であるとき、又は使用時間に単位未満の端数があるときは、当該単位未満の時間を1単位として計算する。

② 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

③ 使用者が水の使用替えを必要とする場合は、使用者の実費負担により行うものとする。

④ 倉敷運動公園水泳場・酒津公園水泳場は、無料。

(2) 附属設備の使用料について

種 別	単 位	使 用 料
コインロッカー	小型	1個1回につき 30
	大型	1個1回につき 50
放送器具	一式1回につき	1,100

※現状設置なし

10 武道場使用料

(1) 施設使用料について

使用区分	種 別	単 位	使 用 料
個人使用	一般・大学生	1時間につき	150
	高校生以下	1時間につき	100
専用使用	大会・競技会	1時間につき	660
	講習会、昇段認定会等	1時間につき	230
	目的外等	1時間につき	990

備考 ① 1時間に満たない時間は、1時間とする。

② 使用時間は、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

③ 個人使用は武道に限る。

④ スポーツでの使用は、講習会、昇段認定会等の使用料とする。

11 グラウンド・ゴルフ場使用料

(1) 施設使用料について () は条例額

区 分		単 位	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
専用使用		1コース1日につき	12,500 (25,000)	25,000
		1コース半日につき	6,250 (12,500)	12,500
個人使用	一般・大学生	1人1日につき	300 (500)	500
		1人1年につき	8,000 (10,000)	15,000
	高校生以下	1人1日につき	100 (300)	300
		1人1年につき	4,000 (6,000)	9,000

備考 ① 専用使用とは1コース以上を専用すること、個人使用は専用使用されていないコースを個人で使用すること。

② 1日とは、供用時間をいい、半日とは開場時間から午後1時まで、または、午後1時から閉場の時間までのこと。

③ 時間ましくは期間が単位未満であるとき、または、単位未満の端数があるときは、該当する単位未満の時間もしくは期間を1単位として計算する。

④ 専用使用には、準備・使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

(2) 附属設備の使用料について

種 別	単 位	使 用 料
クラブ及びボール	1式1日につき	無料 (200)

12 水島ふれあいセンター

施 設		区 分	単 位	使用料
研修室		昼間(9時-17時)	1時間につき	220
		夜間(17時-21時)	1時間につき	330
大広間		昼間(9時-17時)	1時間につき	160
		夜間(17時-21時)	1時間につき	220
体育館	全面	昼間(9時-17時)	1時間につき	710
		夜間(17時-21時)	1時間につき	930
	片面	昼間(9時-17時)	1時間につき	380
		夜間(17時-21時)	1時間につき	470

備考 ① 1時間に満たない時間は、1時間とする。

② 使用時間には、準備、使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

③ 上記以外のお風呂、多目的広場、和室、及び設備・器具代は無料。